

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化します。

※ 研修については、配送された抗原定性検査キットに同封の研修テキスト又は厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。(研修テキスト及びWEB教材の内容は同じ)

- ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
- ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

② 抗原定性検査キットは、検査対象施設に勤務する職員に対する検査にのみ使用します。

③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について、配送された抗原定性検査キットに同封の「運用マニュアル」等を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、検査管理者の立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。

④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。

⑤ 濃厚接触者となった社会機能維持者の自粛期間を短縮するための検査を行う場合、検査結果が陰性であっても、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いのないことを確認しました。

確認日：令和 年 月 日

施設名：

施設の住所：

担当者氏名：